

京畿道対日抗争期強制動員被害女性勤労者支援条例

(京畿道条例第 4460 号、2012.11.6 制定、2013.1.1 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この条例は対日抗争期強制動員被害女性勤労者に対する生活支援、名誉回復及び被害救済活動を支援することにより生活の安定を図り、正しい歴史観の定立と人権増進に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義)

この条例において「強制動員被害女性勤労者」とは、対日抗争期に懐柔及び強圧等により強制的に動員され軍需会社等において強制労役被害を受けた女性をいう。

第 3 条(支援対象)

この条例による支援対象者は強制動員被害女性勤労者として対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会(以下「対日抗争期支援委員会」という)の審査により被害者として認定された者のうち京畿道に住民登録を置き、継続して 1 年以上居住した者とする。但し「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第 7 条各号の者は支援対象から除外する。

第 4 条(支援内容)

強制動員被害女性勤労者に対する支援内容(以下「生活補助費等」という)は次の各号の通りとする。

- 1 生活補助費月 30 万ウォン
- 2 診療費支援(本人負担金のうち月 30 万ウォン以内とする)
- 3 死亡時葬祭費 100 万ウォン

第 5 条(支援申請)

- ① 強制動員被害女性勤労者は被害証明資料を添付して書面で住民登録地の管轄市長又は郡守に生活補助費等の支給を申請しなければならない。但し葬祭費支給については支給対象者の同居の家族又は葬祭執行人が申請することができる。
- ② 第 1 項の生活補助費等の支給申請必要書類は次の各号の通りとする。
 - 1 生活補助費等支給申請書 1 部
 - 2 被害証明資料 1 部(対日抗争期支援委員会審議・決定通知書等)
 - 3 診療費領収書(該当者に限る)
 - 4 死亡診断書又は抹消者謄本(該当者に限る)

5 入金通帳写し 1 部

- ③ 道知事は市長又は郡守に申請書受付後 30 日以内に申請者に決定(対象、非対象)通知書を送付させねばならない。

第 6 条(支給方法)

生活補助費等の支給方法は次の各号の通りとする。

- 1 支援対象者の個人別銀行口座に支給する。
- 2 生活補助費は毎月末日まで支給することを原則とし、転出、死亡等により居住期間が 15 日未満の場合には支給しない。
- 3 葬祭費は支給対象者の同居の家族又は葬祭執行人に支給することができる。

第 7 条(支援中止)

支援対象者に次の各号の事由が発生した場合には生活補助費等の支援を中止する。

- 1 支援対象者が支援の受領を拒絶した場合
- 2 転出、死亡等の事由により支援対象者としての資格を喪失した場合

第 8 条(生活補助費等の還収)

① 道知事はこの条例により生活補助費等を支給された者が次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部を還収することができる。

- 1 虚偽その他の不正な方法で生活補助費等の支給を受けた場合
- 2 過誤給された場合

② 道知事は第 1 項により還収する場合、生活補助費等を返還する者が所定の日までにこれを返還しない場合には国税滞納処分の例により徴収する。

第 9 条(予算支援)

道知事は第 4 条による支援以外に予算の範囲内で強制動員被害女性勤労者に追加支援をすることができる。

第 10 条 (施行規則)

この条例の施行に必要な事項は規則で決める。

付則<第 4460 号、2012.11.6>

この条例は 2013 年 1 月 1 日から施行する。